

沿道区域における届出・勧告制度 (道路法44条)の適用

令和8年8月
宇都宮国道事務所

第1 沿道区域制度における届出対象区域の創設について

＜沿道区域制度における届出対象区域の創設について＞（通知第1）

道路の区域内においては、道路管理者以外の者が、工作物、物件又は施設を設ける場合には、道路管理者の占用許可を要するなど制限が講じられている。

一方で、平成30年9月台風21号や令和元年9月台風15号では、沿道に設置された電柱、看板、ゴルフ練習場の支柱等道路の区域外の隣接する土地に設けられた工作物の倒壊により道路が閉塞し、災害復旧活動に支障を来すなど大きな課題となった。

法第44条に規定する沿道区域及び法第44条の2に規定する届出対象区域は、本来なら道路管理者の直接的な管理責任が及ばない、道路の区域外の工作物について、工作物が倒壊した際の道路閉塞を防止する観点から設けられた制度であるところ、届出対象区域制度については、工作物の設置に当たり設置者から届出を受け、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると道路管理者が認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる制度である。

このように、届出対象区域において柱状の工作物の設置を届け出させ、場所の変更等の事前調整の機会を設けることにより、道路の区域外の沿道民地の工作物が倒壊し、道路の防災機能が低下する事態を防止することが可能となる。



熊本地震における電柱倒壊例

道路法第44条

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅20メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

- 2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。
- 3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払いを受けたから一月以内に収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

届出対象区域 該当区間の選定

- ## 1. 対象路線

直轄国道(緊急輸送道路) ➡ 国道50号

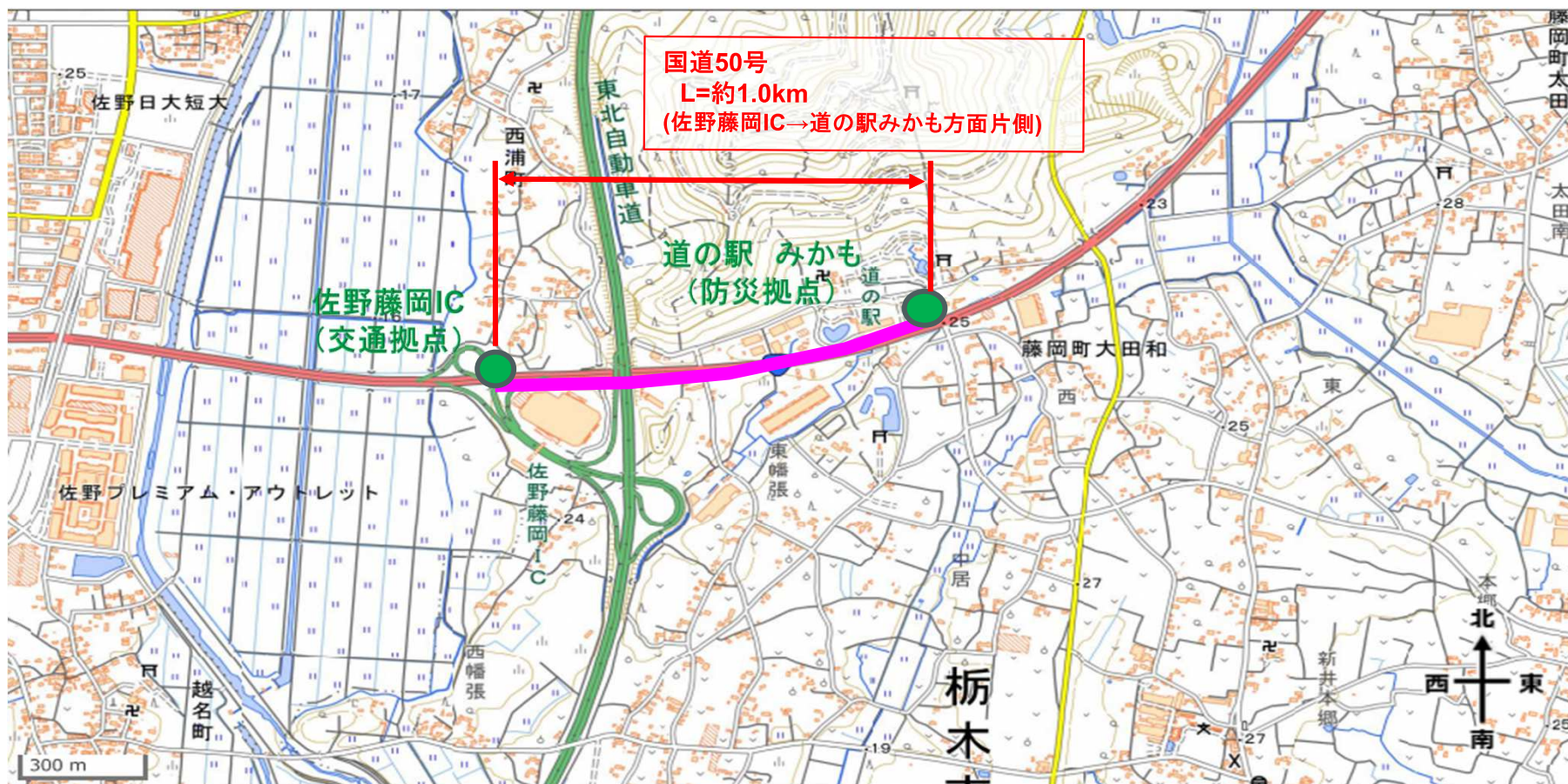
- ## 2. 対象区間

①市街地等における無電柱化区間(電共完了、事業中、現推進計画内に着手予定)
又は

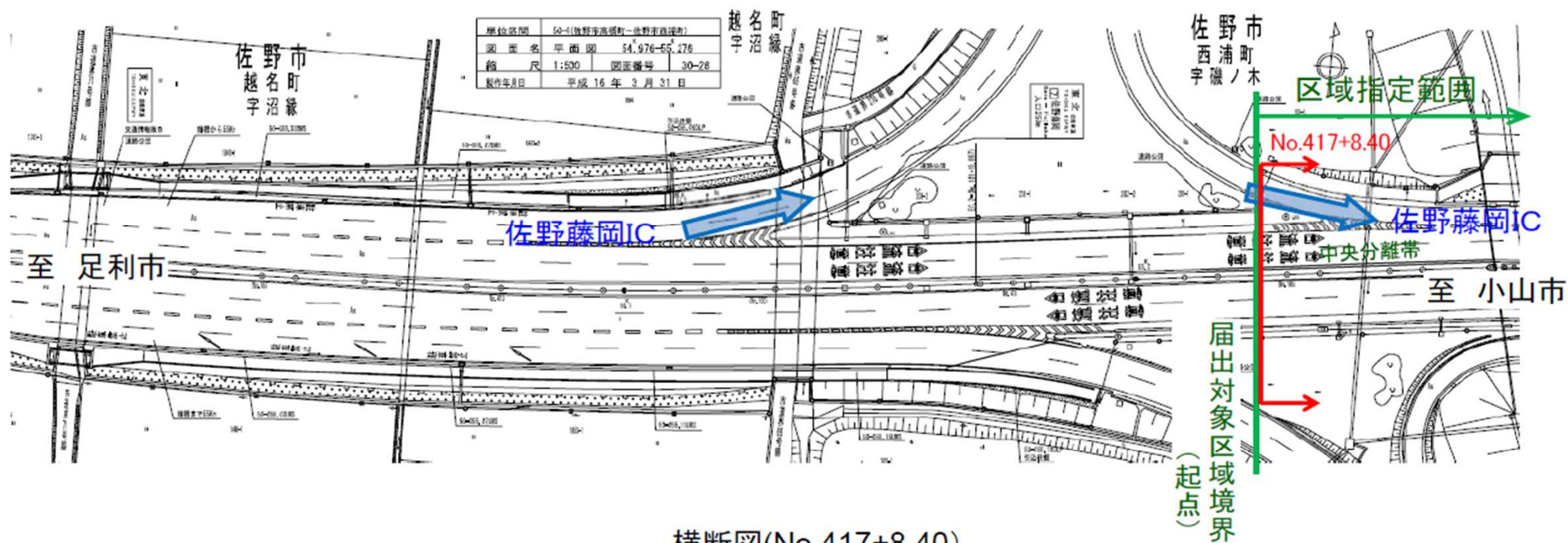
②道路区域に電柱が無い区間で沿道において電柱新設・電柱倒壊が予見される区間

- ### 3. 該当区間

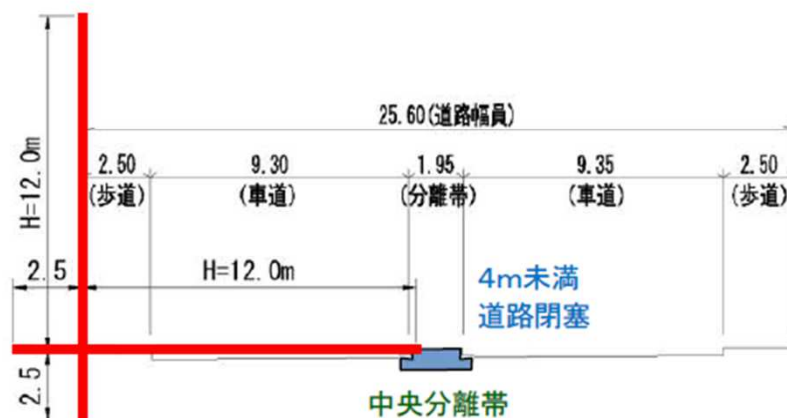
各地域において災害時に緊急車両の通行の確保が必要な道路(緊急輸送道路)のうち、特に重要な「**高規格道路のIC(交通拠点)**」と「**(広域)防災拠点**」を結ぶ区間



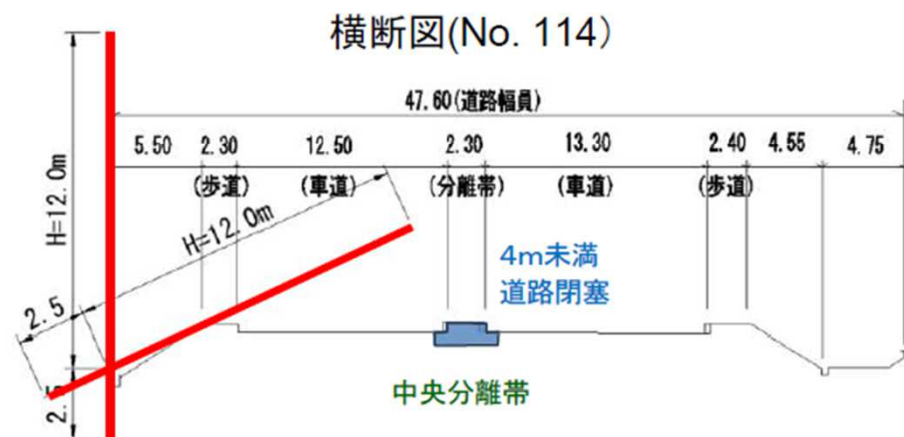
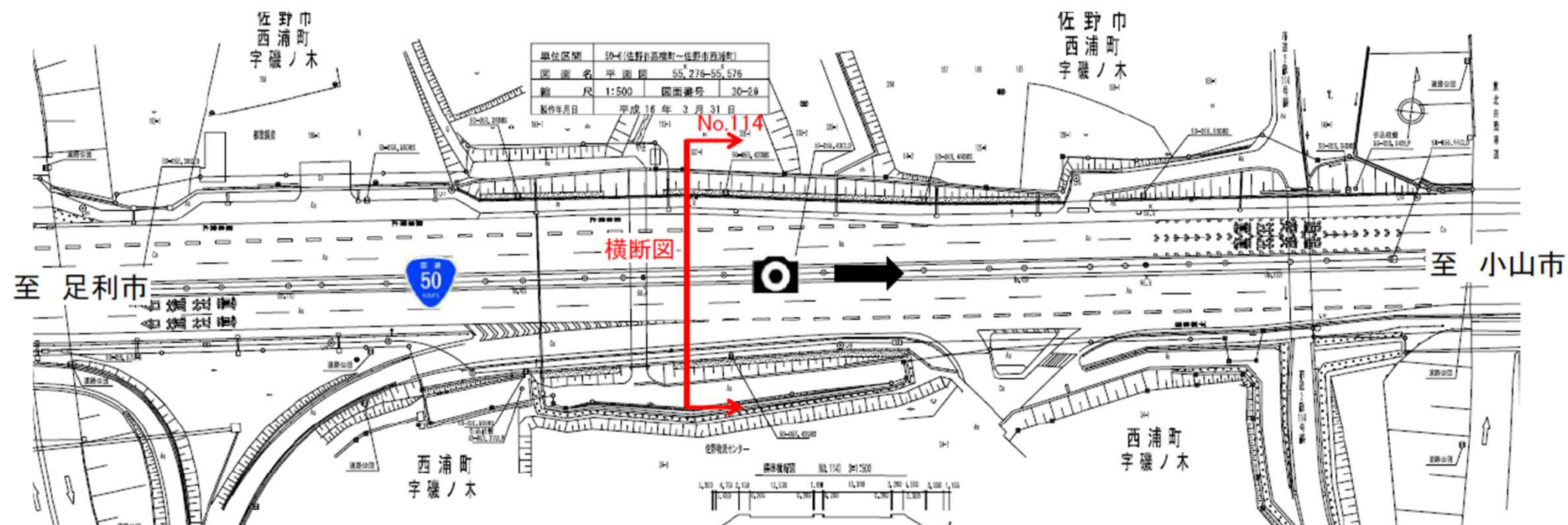
届出対象区域指定範囲(1)



横断図(No.417+8.40)

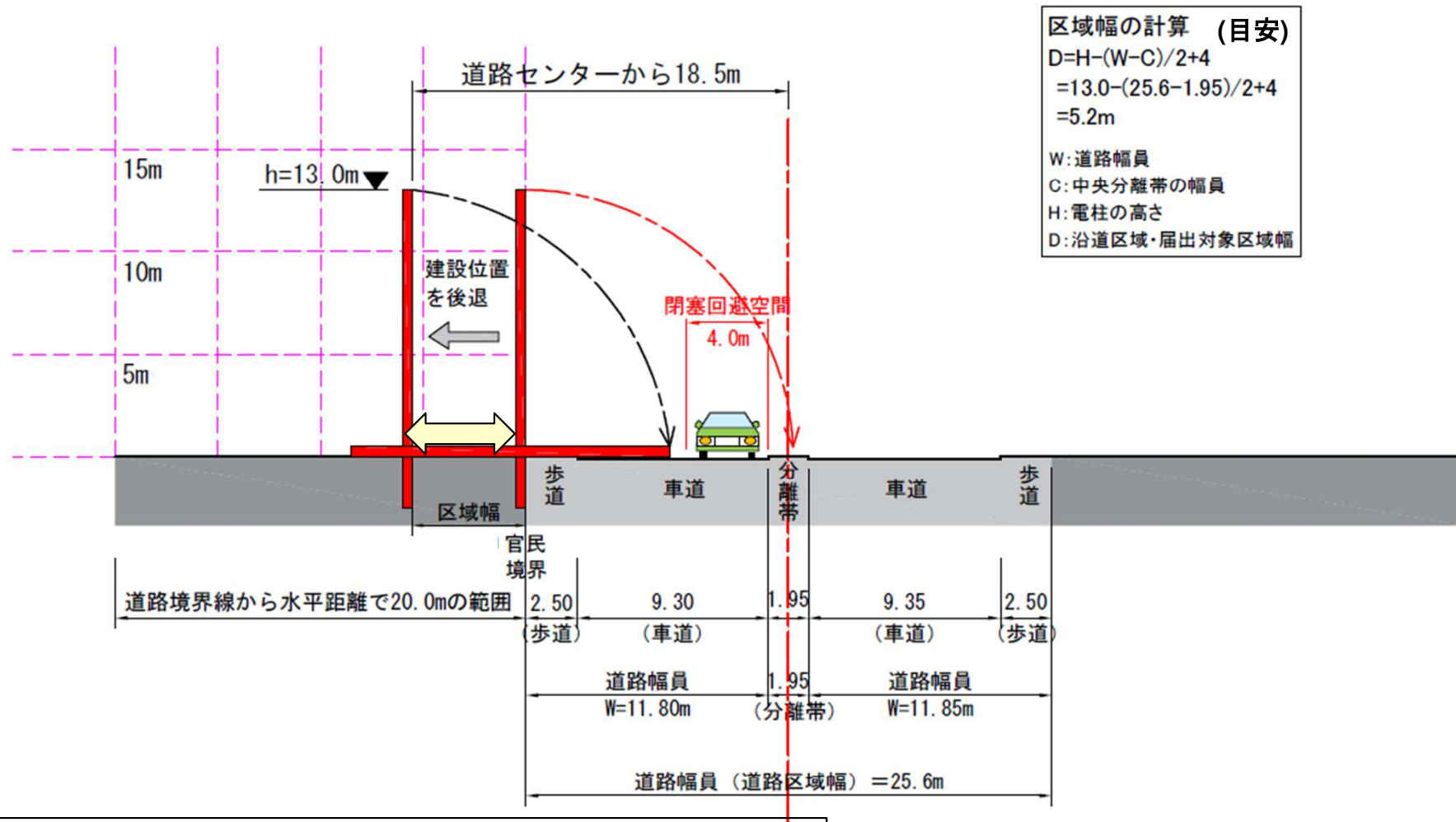


届出対象区域指定範囲 (2)



電柱の倒壊及び後退イメージ

電柱の倒壊及び後退イメージ S=1:300



区域幅の計算 (目安)

$$D = H - (W - C) / 2 + 4$$

$$= 13.0 - (25.6 - 1.95) / 2 + 4$$

$$= 5.2\text{m}$$

W: 道路幅員

C: 中央分離帯の幅員

H: 電柱の高さ

D: 沿道区域・届出対象区域幅

○新規電柱が設置できなくなるものではありません

(必要に応じ、高さや位置を調整することが勧告されます)

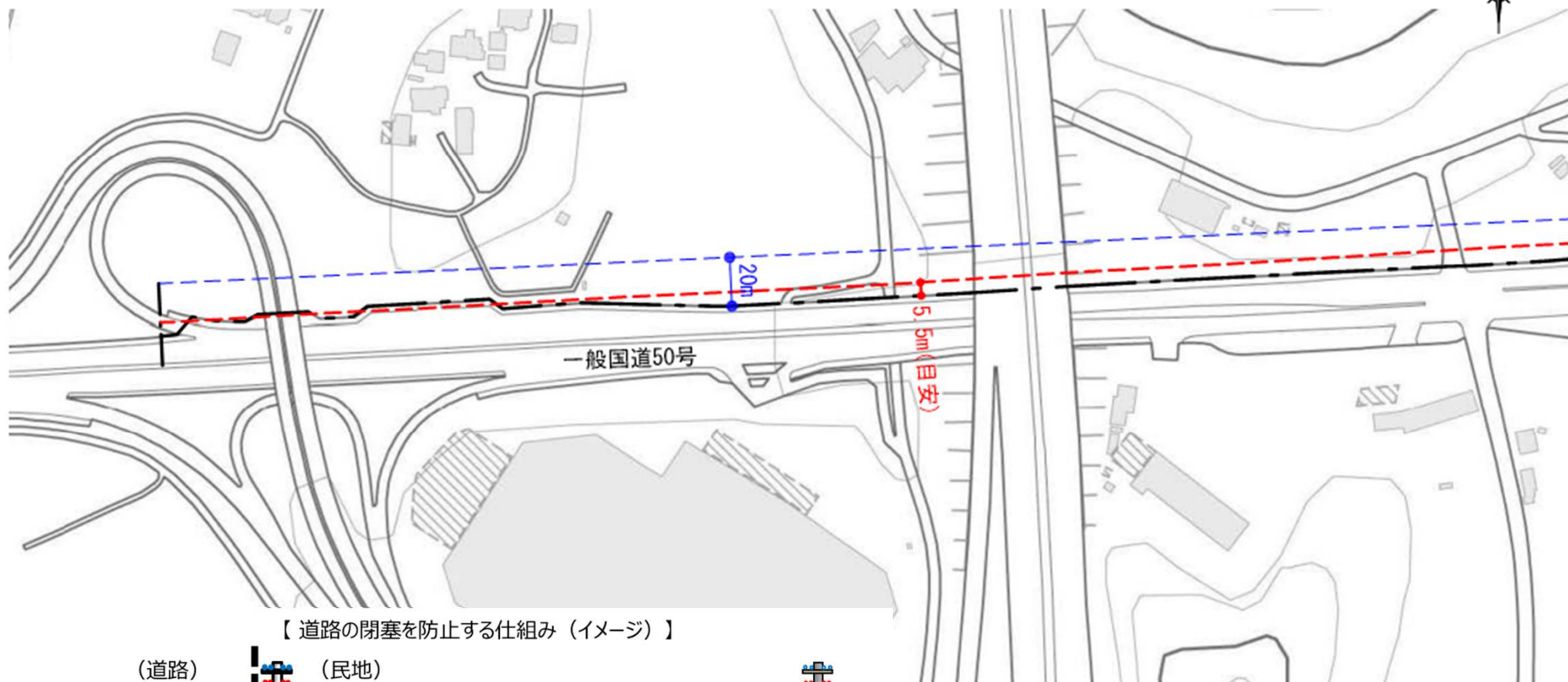
○既設電柱、看板等の工作物については届出の対象外です

(ただし、既設電柱を更新及び移設する場合は届け出が必要となります)

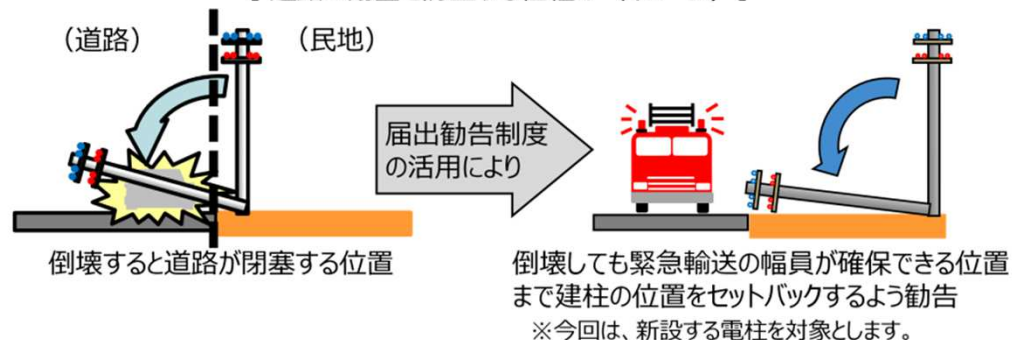
図面名称	電柱の倒壊及び後退イメージ
縮尺	1/300
路線名	一般国道50号
沿道区域を指定する区間	佐野市西浦町地先～栃木市藤岡町大田和地先

「届出・勧告制度」区域設定のイメージ(1/2)

一般国道50号
佐野市西浦町



【道路の閉塞を防止する仕組み（イメージ）】



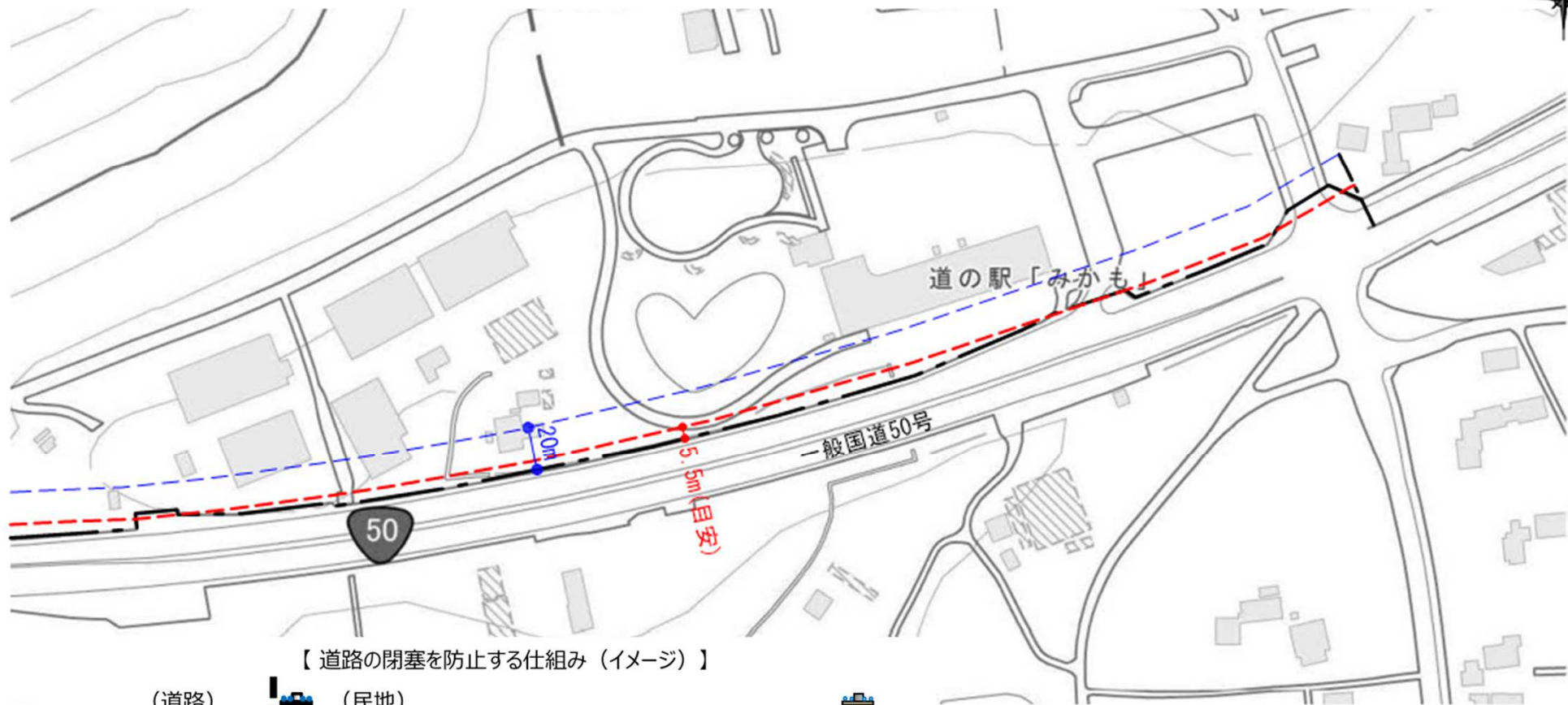
地形図は、令和7年12月時点の国土地理院 地理院地図（電子国土web）を使用している。

図面名称	届出対象区域 平面図
縮尺	1/1,000
路線名	一般国道50号
届出対象区域を指定する区間	佐野市西浦町地先～栃木市藤岡町大田和地先

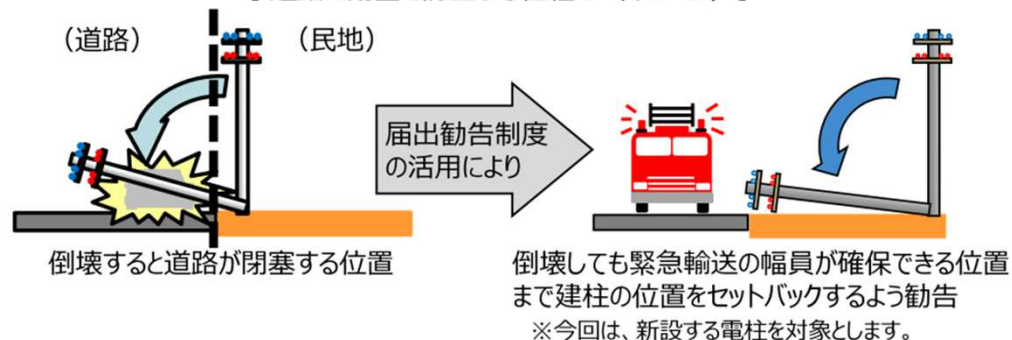
凡 例	
— — — — —	道路境界線
- - - - -	届出対象区域境界線 = 沿道区域境界線
- - - - -	道路境界線から水平距離で20mの範囲

「届出・勧告制度」区域設定のイメージ (2/2)

一般国道50号
栃木市藤岡町大田和



【道路の閉塞を防止する仕組み（イメージ）】



地形図は、令和7年12月時点の国土地理院 地理院地図（電子国土web）を使用している。

図面名称	届出対象区域 平面図
縮尺	1/1,000
路線名	一般国道50号
届出対象区域を指定する区間	佐野市西浦町地先～栃木市藤岡町大田和地先

凡 例	
———	道路境界線
---	届出対象区域境界線 = 沿道区域境界線
---	道路境界線から水平距離で20mの範囲